

かわら版

2007年6月27日 No.145

東地中海地域ニュース

イスラエル:パレスチナ緊急事態内閣に対する閣議決定 (6月24-25日付現地報道)

- 1. 閣議決定に関する首相府の発表(6月24日付)
- (1) 2007 年 6 月 14 日のパレスチナ挙国一致内閣の解散及び同 17 日のパレスチナ緊急事態内閣の発足を含むパレスチナ側の進展を考慮し、イスラエル政府は、アッバース PA 大統領との共働を継続すると共に、カルテットの条件を承認するパレスチナ政府との共働を再開する。これに関連し、イスラエルは、イスラエルと PLO との合意により徴収され、イスラエルが保留していた税金の送金を、緊急事態内閣との合意による形式及び日程表に基づき、又、これら資金がテロリストに渡らない旨の確認を以って再開する。
- (2) イスラエルは、2006年2月19日及び同年4月11日の閣議決定を維持し、ハマス関係者と接触を持たないことを継続する。 又、上述の閣議決定に従い、イスラエルは、電気、水、食料、医薬品、医療サービスを含め、ガザ地区のパレスチナ人に対する人道支援を継続する。
- 2. 現地報道(25日付)
- (1) 本日、オルメルト首相はアッバース PA 大統領に対し、閣議が承認したパッケージを提示する。現段階で、同パッケージには、西岸におけるバリケードの撤去及びその他のパレスチナ人の移動に関する軽減措置は含まれていない。24 日、オルメルト首相が招集した治安協議において、IDF (イスラエル国防軍)及び ISA (イスラエル保安局)は、ハマスがテロ攻撃を計画しており、この試みを防止する為にはパレスチナ人の移動の制限は効果的であるとして、現段階での軽減措置に反対した。
- (2) 同パッケージには、この他に、イスラエル・ガザ地区・エジプトを結ぶケレム・シャローム通行所の開通、米国の要請を調整した上での西岸におけるアッバース PA 大統領部隊に対する武器提供(イスラエルは、ロシアが PA に約束した装甲車の移送は認めるが、現段階でその他の武器移送は認めないものとみられる) 西岸における治安協力の再開、主にガザへの武器密輸を取り扱う4者(イスラエル、エジプト、PA、米国)治安協議の再開が含まれる。